

令和2年4月7日
希学園首都圏

内閣総理大臣による緊急事態宣言発表
ならびに自治体による緊急事態措置に係る
4月7日(火)より4月13日(月)までの休講について

昨年末よりの新型コロナウイルス(COVID-19)の蔓延に際し、希学園首都圏(以下「弊学園」)では状況を注視しながら運営方針を決定して参りました。

勿論、学校外教育機関として来たる中学入試に備えた指導を提供することが、大切なお子様をお預かりしている第一の目的であります。教職員一同、塾生各位の健やかな成長を切に願う者として、各位の健康、ご家族の健康を常に考えて参りました。さらに、社会・共同体の一員として、安定したその存続を当然願うものでもあります。

弊学園では、法治国家の一員としての遵法精神の下、教室での指導を継続することを願い、模索し続けて参りました。そして、2月29日の内閣総理大臣による休校要請や、都知事による再三の自粛要請に際しても、感染拡大を防ぐという要請の趣旨を理解し、衛生面に最大限配慮しながら、四教室において大切なお子様と共に集団授業を継続して参りました。

この度の緊急事態宣言は、本年3月14日施行の「新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律」によって可能となった「新型インフルエンザ等対策特別措置法」(以下「特措法」)32条1項を、緊急事態措置は45条1項2項を根拠とします。

従前の内閣総理大臣・都知事による法令に根拠なき要請とは異なり、新型コロナウイルス感染拡大について、国・自治体が「法令に根拠を持つ初めての発表」をすることを、弊学園として重く受け止め、国がいよいよその決断を下すに至った感染拡大の危惧がある社会状況であることをふまえ、「法に基づく自粛要請」を「断腸の思いで」受け入れることと致しました。

なお、特措法内の「要請」と45条3項に定められる「指示」とは全く性質が異なる故、学園運営の再開判断については「要請」が公示される予定と報道されている現時点において、あくまでも弊学園に時機が委ねられております。弊学園は、前述の社会感染状況について、引き続き情報を収集し、注視しながら、緊急事態宣言と緊急事態措置の趣旨が達されたと判断した際には授業再開を致します。

つきましては、希望的な社会状況改善が見られることを切に期しつつ、4月7日(火)より4月13日(月)までの一週間を休講と致します。弊学園教職員は、その間、塾生各位にWEB動画を軸とし、課題や塾生への学習指示など、我々に出来得る最大限の尽力で以て、ご家庭での学習環境を整えるべく邁進致します。そして、休講期間については、社会状況の大きな悪化による変更があれば、随時お知らせ致します。

結びに、各位におかれましては、この度の弊学園方針に、ご理解とご協力を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

また、塾生各位は今一度、混沌に満ちた未来を切り拓くのは、学問に基づく思考力と精神力、克己の精神しかないということ、強く強く、胸に刻んでください。

この苦しい機会を塾生各位の大いなる成長の糧とするべく、健康に留意し、外出を自粛しながら、来たるべき中学入試と将来に向けて闘っていただければ、教職員一同、これほどの幸甚は御座いません。

皆様と共に、教職員一同も、未知の混沌と闘って参ります。

一日も早い収束と、塾生全員の第一志望校合格を切に、切に願って。

以上